



雲南市不妊治療費等助成事業について

令和4年4月から、「人工授精」「体外受精」「顕微授精」が保険適用になりました。雲南市では、不妊治療・不育症治療を受けているご夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、助成事業を拡充します。

【助成内容】

一般不妊治療費助成 **拡充**

一般不妊治療（タイミング療法・排卵誘発法・人工授精等）に要した治療費の自己負担額の一部を助成します。

●助成内容

初回治療から3年間 上限15万円/年・・・1子ごと 年齢制限なし

特定不妊治療費助成 **継続**

令和3年度の特定不妊治療（体外受精・顕微授精等）終了分及び島根県の特定不妊治療費助成経過措置対応分の助成申請について、令和5年3月31日までに限り従来の助成制度で対応します。

●助成内容

島根県の補助額を控除した額の1/2助成 **上限 7.5万円**
男性不妊治療費助成上乗せ **上限 5万円**

生殖補助医療費助成 **新規**

生殖補助医療（体外受精・顕微授精等）に要した治療の自己負担額の一部を助成します。

●助成内容

診療の種類	助成額	対象（回数）
保険診療	治療費の1/2	※1子ごとに 40歳未満（通算6回）
保険診療と先進医療の併用	<u>上限15万円/回</u>	
保険外診療	治療費の1/2 <u>上限30万円/回</u>	40～43歳未満（通算3回）

不育症治療費助成 **拡充**

不育症治療にかかる内服・注射等の治療費の自己負担額の一部を助成します。

●助成内容

治療費の1/2 上限10万円/年 年齢制限なし

<参考>

●一般不妊治療費助成(拡充)

一般不妊治療費の助成額の増額 上限 10 万円／年間 → 15 万円／年間 (拡充)

助成期間の拡大 初回治療から 3 年間 → 1 子ごとに初回治療から 3 年間 (拡充)

●特定不妊治療費助成(令和 4 年度に限り継続)

島根県の補助額を控除した額の 1/2 助成 上限 7.5 万円 → 上限 7.5 万円 (継続)

男性不妊治療費助成上乗せ 上限 5 万円 → 上限 5 万円 (継続)

●生殖補助医療費助成(新規)

a.保険診療及び保険診療と組み合わせられた先進医療(全額自己負担)への助成(新規)

治療費の 1/2 上限 15 万円

※先進医療は県の上乗せ助成

b.保険診療外診療で実施された治療への助成(新規)

治療費の 1/2 上限 30 万円

a.b あわせて

年齢・治療開始時の女性の年齢が 43 歳未満であること

回数・初回治療開始時点の女性の年齢が 40 歳未満 1 子ごとに通算 6 回まで

40 歳～43 歳未満 1 子ごとに通算 3 回まで

●不育症治療費助成額の増額(拡充)

不育症治療費の 1/2 助成 上限 5 万円 → 10 万円 (拡充)